別紙様式第三十号の「代表者の役職氏名」の次の注意事項を次のように改める。

（注意事項）

法第66条の51第１項の登録申請書又は法第66条の54第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第三十号１㈧の次の注意事項１㈤㋺を次のように改める。

㋺　役員の状況

当期末現在について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

別紙様式第三十号１㈧の次の注意事項１㈤㋩を次のように改める。

㋩　国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

別紙様式第三十号１㈧の次の注意事項１㈧を次のように改める。

㈧　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第三十八条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二条第六号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第三十九条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号ハ中「婚姻前の氏名を」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第三十条第二項第六号ハ及び第三十一条第一項第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第五十四条第二項第一号イ㈢中「限る。）」の下に「又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加え、同号イ㈣中「登記事項証明書」の下に「又はこれに代わる書面（会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加え、同号ハ中㈢を㈣とし、㈡の次に次のように加える。

㈢　旧氏及び名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、㈡に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第五十七条第二項第一号ロ㈡㈢及び㈢㈢並びに第二号ロ㈠㈢及び㈡㈢、第九十五条第二項第六号ハ、第百十一条第二項第一号ハ、第百十一条の四第二項第一号ハ並びに第百十五条第二項第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第１号中「商号、名称又は氏名　　印㈠」を「商号、名称又は氏名　　㈠」に改め、同様式注意事項１に次のように加える。

ホ　氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第１号注意事項２㈠㈠中「記入し、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項２㈠㈡中「記入、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項２㈠㈢中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

別紙様式第１号㈠注意事項４中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号の「国内における代表者の氏名」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第四十条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第１号中「印社」及び「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　買付数及び売付数は、株券にあっては株数、債券にあっては金額を記載すること。

別紙様式第１号中「印社」及び「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　買付数及び売付数は、株券にあっては株数、債券にあっては金額を記載すること。

別紙様式第三号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意１中「記入し押印する」及び「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

別紙様式第四号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意１中「記入し押印する」及び「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第四十一条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意㈢を次のように改める。

㈢　代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。